

# 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日 (第 回)
目標年度	令和16年度(2034年度)
市町村名 (市町村コード)	松本市 ( 202029 )
地域名 (地域内農業集落名)	奈川地区 (川浦、保平、神谷、寄合度、曾倉、大平、追平、金原、黒川渡、屋形原、古宿、田ノ萱、入山、奈川高原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	129 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	99 ha
② 田の面積	67 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	62 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	40 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	78 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	67 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

### (2) 地域農業の現状及び課題

<p>この地域は、山間部の過疎地であり、人口は市内35地区で最小で、高齢化率は最も高い51.7%と地区存続の危機に直面している。狭隘な地形が多く、特に構造改善未整備地域では、機械化などによる作業の軽減化が困難であり、また、年々有害鳥獣被害が拡大しており、深刻な問題となっている。</p> <p>過疎化の解決のため、2023年8月に松本市と地域が一体となって「持続可能な奈川地区推進計画2023」が策定され、具体的な行動が始まった。</p> <p>2024年4月には、就農者の高齢化に悩んでいた集落営農(株)ふるさと奈川の農業部門を引き継いで、「NPO法人あぐり奈川」が設立され、農業で若者の雇用を創出する新たな取り組みが始まった。特産品の奈川在来そばや高原野菜の生産に取り組み、高齢農家の後釜となり耕作放棄地の発生防止に努めている。冷涼な気候を利用して新規に大規模キャベツ生産にも取り組んでいる。</p> <p>しかし農業だけでは雇用創出には限界があり、次のステップとして、農業に隣接した、宿泊業、飲食業、観光業などの産業にも裾野を広げて、地域資源を活用したアグリツーリズムで雇用を生み出すことを目指し、2024年11月に「株式会社奈川未来づくり」を立ち上げて、「奈川アグリツーリズム協議会」の中核企業として農泊事業を推進していくことになった。</p> <p>さらに移住者として人口を増やしていくことが大切だが、「関係人口」として奈川に関わってもらえる人々を増やしていくことも重要であり、農泊事業をきっかけに何度も奈川を訪れてもらい、「奈川のファン」となって一緒に地域に関わっていただく人々の輪を、継続的・段階的に広げて過疎化解決につなげていきたい。</p>
---

### (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

<ul style="list-style-type: none"><li>引き続き特産の奈川在来そばを活かした地域振興を進め、併せて「NPO法人あぐり奈川」を中心に保平カブなどの伝統野菜やキャベツなどの高原野菜の6次産業及び販路拡大に取り組み、若者が安心して働ける就労環境を創ることで人口増加を図る。</li><li>中山間地域等直接支払交付金を活用して農地の保全を図ることに加え、地域内3か所にあるクラインガルテンを活用して、多様な人材を確保しつつ地域振興と一体的な農業振興を図る。</li><li>温暖化の進展や人口減少社会における持続可能な適正作物を研究し、チャレンジする。</li><li>(株)奈川未来づくりを奈川アグリツーリズム協議会の中核企業として農泊事業を推進していく。</li></ul>
--

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・神谷、金原、黒川渡、古宿、田ノ萱の多面的機能発揮促進事業の取組み集落では、適切な農用地の維持管理に努める。</li> <li>・遊休農地化防止の観点から、作業委託が困難な立地の圃場は、集落内で担う意識づけと対応を進める。</li> <li>・上記以外の圃場は、認定農業者や主たる農業法人が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</li> </ul>			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	9.6	%	将来の目標とする集積率
			9.6 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の話し合いに基づき、担い手へ農地を集積・集約することで作業効率の向上を図る。</li> </ul>			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として農地中間管理機構を活用して担い手への貸付けを進めていく。</li> <li>・農地貸付先について要望なき場合は、集落を単位とした耕作者での検討を進める。</li> </ul>
(2)農地中間管理機構の活用方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来の経営農地の集約化を目指し、原則として主たる農業法人への集約化を進めていく。その際、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進める事ができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。</li> </ul>
(3)基盤整備事業への取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化が進む施設や設備について、必要に応じて基盤整備等の検討を進める。</li> </ul>
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光業や林業との一体的な取組みにより、その多様な魅力とともに活用可能な空き家情報なども継続的に発信して、多様な担い手を確保する。</li> <li>・主要産業である農業での人材募集や、地域での活躍の場を段階的に用意し、人材を確保することで担い手不足の解消を図る。</li> </ul>
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の効率化が期待できる業務については、地区内の団体や業者を中心に委託を進める。</li> </ul>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)(手入力)									
<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
<p>①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組み、鳥獣害被害を生じない優良農地を確保し、集積・集約化の促進を図る。</p> <p>②有機農業を推進する。</p> <p>③スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業の活用</p> <p>⑩使用可能な空き家を積極的かつ有効に活用する。空き家と農地、観光業や林業との連動、またクラインガルテンの活用により移住者を呼び込み、農業振興と地域振興の一体的推進を図る。</p> <p>⑩集落営農連携促進等事業、地域資源活用価値創出推進事業(農泊推進事業(農泊地域創出タイプ))及び地域資源活用価値創出整備事業(市町村・中核法人実施型)の活用をする。</p> <p>⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。</p>									